

平成30年第12回

美里町農業委員会定例総会議事録

第12回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 平成30年11月26日(月)午前9時30分から午前11時00分
- 2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 202会議室
- 3 出席委員(16人)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	3番 大崎 幸信
4番 我妻 卓美	5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦
7番 大友 重善	8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一
10番 遊佐 恭一	11番 柴山 真二	12番 尾形 司
13番 鈴木 幸博	14番 福田 なほ子	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		
- 4 欠席委員(なし)
- 5 報告事項
 - 1 農家相談日について
 - 2 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
 - 3 利用権設定の合意解約による通知について
 - 4 非農地証明願について
 - 5 形状変更届出について
- 6 議事
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 7 その他連絡・報告事項
 1. 平成30年11月事業報告について
 2. 平成30年12月事業予定について
 3. その他
- 8 会長務代理 閉会挨拶
- 9 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 菊地 和則
 - 事務次長 高橋 博喜

10 会議の概要

事務局長	<p>ただいまから、平成30年第12回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、これより平成30年第12回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は16名全員であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条第1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。</p> <p>15番遠見勝寿委員、1番小野保裕委員のお二人をお願いいたします。</p>
議長	<p>報告事項1番に入ります。</p> <p>農家相談日について、11月5日と11月20日に農家相談を行っております。担当の委員より報告を願います。</p>
柴山真二委員	<p>それでは、報告事項1番、11月5日、月曜日の農家相談日について報告いたします。</p> <p>相談委員は遠見職務代理、尾形司委員と私、柴山の3人であり、相談件数は2件でございます。</p> <p>1件目は 地区の さんという方で、農業経営の経営移譲についての相談でした。自身も高齢で体調も優れないため今のうちに息子に経営移譲したいとのことでした。息子さんは会社勤めをしているとのことですので、十分相談するようにと助言しました。</p> <p>2件目は、 地区の にお住まいの さんという方で、高齢の母親の さん名義の農地を今のうちに売りたいという事でした。こ</p>

の農地は現在、 地区の さんという方と利用権設定をしており、期間はまだ5年は残っているそうです。誰か買ってくれる方を捜して頂きたいという相談でしたので、現在利用権設定をしている さんとまずは売買の相談をしてください、というお話をいたしました。

以上でございます。

鈴木幸博委員

続きまして11月20日、火曜日の農家相談日について報告させていただきます。

会長室におきまして、伊藤会長、福田なほ子委員、そして私、鈴木幸博の3人で対応いたしました。先ほどの会長の挨拶にもありましたが、相談件数は11件、ご夫婦でいらした方もいらっしゃいましたので、11組の方の相談を受けました。

しかしながら11組といいますが、そのうち4組は受け手である 地区の さん関係であり、 さんご本人も相談に見えられました。また、10月の農家相談日以来、毎回相談に来ている 地区の さん関係の出し手の方は今回も2組の方が相談に見えられました。その他にも誰か受け手を探して欲しいという内容でした。大規模経営の方が何らかの事情により、急に農業の現役を退く又は規模縮小ともなると、今後こういった形の相談件数がどんどん増えていくのかなという思いで、休憩も取らず対応しました。

それからもう一つ、印象に残った相談があり、相談者から三代前のおばあさん名義の土地があり、代々相続もせず、本日お見えの相談者の旦那さんも亡くなられ、しかも相続もしていない未登記の地がかなりあるということでした。今後、そうした土地の問題や、全国的にも問題となっている所有者不明の相続未登記地、そういった形の相談事も増えていくのかなという感じでした。

今回の相談者については、農業委員会に申出書を出していただき、農業委員はもとより事務局とも連携しながら、この局面を乗り切らなければならないとつくづく感じました。そして、出し手のために、受け手を何とか探していかなければならず農業委員会一丸となって対応しなければならないので、皆様には今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

議長 続きまして、報告事項 2 番、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、報告事項 3 番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告お願いいたします。

事務局 (報告事項 2 番、報告事項 3 番について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございます。
ただいま事務局から報告事項 2 番、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、報告事項 3 番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括説明がありましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしとの声あり)

議長 ないようですので、続きまして、報告事項 4 番、非農地証明願について、事務局より報告願います。
また、11月15日に農地調査委員会において現地の調査確認を行っておりますので、事務局の報告終了後農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (報告事項 4 番について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。
引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

大友重善委員 それでは、報告を申し上げます。
農地調査委員会は今月から、8 番佐々木幸一郎委員と、委員長である私、7 番大友の 2 名が担当となりましたが、所用により佐々木幸一郎委員は、9 番佐々木裕一委員と交換となりました。そして調査員のメンバーは伊藤会長、邊見職務代理者、事務局から菊地局長、高橋事務局次長の計 6 名により 11

月15日、木曜日に現地調査を行いました。

番号20について、現地は 地区の 位置しております。この農地は平成 年 月総会で現所有者である 氏が農地法第3条で売買の許可を受けて購入した農地ですが、購入後、ガラス片や瓦礫が出土しております。農地にガラス片や瓦礫が混じってしまったのは、前所有者時に行われたようであり、完全に除去することは困難であると思われます。この農地は、今後農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要であり、農地として不向きな土地に該当することから、現地調査後速やかに証明書を発行するように事務局に指示いたしました。

続いて、番号21についてですが、現地は 地区の 位置しております。平成10年11月19日に転用許可を受けており、宅地として使用されております。特に問題は見当たらず、現地調査終了後速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、不明な点があれば再度説明をいたします。

ございませんか。

議長

8番佐々木幸一郎委員。

佐々木幸一郎委員

8番佐々木幸一郎です。

本来なら私が11月15日の農地調査委員会の調査委員でしたが、所用により出席できず、隣の9番佐々木裕一委員さんに急きょ代わりに出ていただき、大変申し訳ございませんでした。

番号20の非農地証明願ですが、また話を繰り返すようなことで誠に申し訳ないのですが、私としてはこの農地は立派な農地と考えております。今回、所有者が非農地なので非農地証明願を申請したということですが、まだ、私の心の中では納得しかねております。

このような証明書を発行するにあたり、一度農地として許可を出した農地について、諸般の事情があるにせよ非農地証明願を受け付けし、証明をするということについての農業委員会としての立場と、今後、 さんの件のような事が出ないとも限りません。

私が今お聞きしたいことは、今回、非農地証明願の証明をした場合、残りの農地を今後どのように活用していくか、そういった面の話は さんからなかったのかどうか。それをお聞きしたいと思います。

今後、 さんが自分で何らかの法律をそれなりに見たり聞いたりした場合、すぐ行動を起こすようなので、今後どのような動きをしていくのか、私も地元の一員として注視して見ていきますけれども、農業委員会としても今回の農地の所在地付近に行った際には、注意していただきたいと思います。話は戻りますが、残った農地について、その考え方等、もしありましたら、お話をお聞きしたいです。

大友重善委員

それでは、委員長である私から答えになるかどうかわかりませんが、現地調査をして さんと直接お話をし、残りの農地は非農地化にせず、今後も農地として使ってください、畑なので野菜を作付けするようにお願いしました。

そして本人は、わかりましたということで、何かの作物の作付け計画はあるようですので、畑として野菜をつくと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局

続きまして事務局からですが、残った農地につきましては今、大友委員長から言われたとおりでございますけれども、実は今回非農地証明願の申請にあたりまして、随所に町道や隣接地との境界を出したのですが、今回初めて発覚したのですが、その境界の農地の部分、今回の申請以外に残った農地の部分で、一部コンクリート舗装されていた通路がありました。それが農地に入っております。関係者も、これまでその通路は宅地側に入っているものと思っていたのですが、今回境界を出したことによってその部分が農地に入っているというのが発覚しました。これにつきましては、 さんが購入する以前からなっていたという部分ですので、今回の非農地証明願の申請の他に、もう一度その通路の部分に分筆して、今回とは別に非農地証明願を申請する見込みとなります。その分筆した通路は宅地か雑種地になると思ひます。

そして残った農地を、今後作物の作付けをするということで、以前にも書類は出されておりましたし、あと、農地調査委員会のときにも さんは、今は寒いからやらないですけれども、来春、気温が緩んできたらやるといふようなことは申しておりました。

現状では以上でございます。

大友重善委員

今、事務局から説明もありましたけれども、この現地の写真には、家の前に車が停まっていますが、これは農地調査委員会で使用した町の公用車なのですが、ここが先程事務局が説明したコンクリート舗装になっている箇所です。それで、実際にこの非農地証明を受けるために農地の境界を測量したら、このコンクリート舗装になっている通路が農地に入っていますので、それは分筆してくださいということで、本人も分筆しますということで、納得したようですので、そのようにしてコンクリート舗装になっていない部分、公用車両が停まっていない部分を農地にして使用するということです。

以上でございます。

議長

2 番後藤幸太郎委員。

後藤幸太郎委員

2 番後藤です。この件について、7月中旬頃に緊急に庁議室で会議しましたよね。そのときに、営農計画書の提出を条件にということでしたが、営農計画書の提出はどうなっているのでしょうか。

是非教えていただきたいと思いますが。

事務局

2 番後藤幸太郎委員の質問にお答えします。

営農計画書につきましては提出されておりますし、確約書も提出されております。ただ、その段階ではまだ境界が出されなくて、先ほど大友委員長から言われた今公用車が停まっているコンクリート舗装になっている部分、これが含まれていた状態でしたので、今後ここもう一回分筆して、そこはきちんと雑種地か宅地にして、残った農地について、計画書を出されたとおりにやってもらうということで、本人からは確認をとっておりますし、書類も出されております。

以上でございます。

後藤幸太郎委員

はい、わかりました。

議長

他に質問ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項5番、形状変更届出について、事務局より報告願います。

また、11月15日に農地調査委員会にて現地の確認調査を行っておりますので、事務局の報告終了後農地調査委員会の担当委員より調査結果を報告願います。

初めに、事務局より報告願います。

事務局

(報告事項4番について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

大友重善委員

それでは、農地形状変更届についての意見、番号4につきましては、地区の に位置しております。面積は , 平方メートルで、土盛りをしてビニールハウスにより野菜を作っております。特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。また、土盛りした土も野菜栽培に適した土と見てきました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。事務局の説明と、農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、不明な点があれば、再度説明をいたします。

ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

ないようですので、続きまして議事に入ります。

議長

第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了いたしましたので、第1号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしとの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は、原案のとおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了いたしましたので、第2号議案農用地利用集積計画書審議について、議案番号 番を除いた54議案について審議をいたします。質疑ございませんか。

議長

7番大友重善委員。

大友重善委員

7番大友です。

議案番号 番ですが、譲渡人の さん、経営状況の自作地がありません。これを見ると貸付地だけであって、畑が アール、貸付地が アールとなっていますが、その辺の説明をお願いします。

事務局

7番大友委員の質問にお答えします。

譲渡人の さんの経営状況に自作地がなく面積が畑のみで アール、田について自作地がない、ということのご質問ですが、貸付地の

アールそのものが自作地であり、入力する際の間違いでした。どうも申しわけございませんでした。貸付地に記載の アールが自作地でありますので、貸付地の アールを削除の上、自作地の畑の アールの上が空白でしたが、ここに アールである、 という数字が入りますので訂正方お願いします。

議長 　　ただいま、事務局から、貸付地の アールを削除の上、自作地の畑の アールの上に アールがきますので、 という数字が入るとの説明がありましたので、訂正方お願いします。
7番大友委員よろしいですか。

大友重善委員 　　はいわかりました。

議長 　　そのほかございませんか。

（なしとの声あり）

事務局

質疑なしと認め、採決に入ります。議案番号 番を除いた54議案に賛成の方の挙手を求めます。

議長

（委員全員の挙手を確認）

議長 　　全員賛成と認めます。

続きまして、議案番号 番について審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、6番久道雄悦委員の退席を求めます。

議長 　　休憩いたします。（10：42）

議長 　　再開します。（10：42）

議長 　　休憩前に引き続き、議案番号 番について審議をいたします。質疑ありませんか。

議長

議長 (なしとの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。議案番号 番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員の賛成と認めます。

議長 休憩いたします。(10:44)

議長 再開いたします。(10:44)

議長 以上、第2号議案農用地利用集積計画書審議については、55議案全て賛成ですので、原案のとおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第3号議案農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、11月15日に農地調査委員において現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局 (第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

大友重善委員 第3号議案について報告します。

議案番号2番について、現地は 地区の に位置しており、転用目的は太陽光発電設備設置です。

農地区分については第3種農地ですので、特に問題は見当たらず許可相当と見てきました。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしとの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。第3号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。
第3号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長 続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、11月15日に農地調査委員において現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。
引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

大友重善委員 第4号議案について報告します。
番号22番について、現地は 地区の に位置しており、転用目的は太陽光発電の設備設置です。

農地区分については第3種農地であり、特に問題は見当たらず許可相当と見てきました。

皆様方の慎重審議よろしく申し上げます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で、議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第12回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成30年 月 日

会 長

署名委員 15 番

署名委員 1 番